

平成六年郵政省告示第七十二号（端末設備であつて電波を使用するものうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件） 新旧対照表案

改正案	改正前
<p>一 端末設備を構成する一部分と他の部分相互間において電波を使用する端末設備 〔13 10 略〕</p> <p>二 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備との接続において電波を使用する端末設備 〔13 6 略〕</p> <p>7 無線設備規則第四十九条の六の十二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備を使用する端末設備</p> <p>8 〔略〕</p>	<p>一 〔同上〕 〔13 10 同上〕</p> <p>二 〔同上〕 〔13 6 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>7 〔同上〕</p>
<p>備考 表中の「 〔 〕 」の記載は注記である。</p>	